平成２６年（フ）第１０３６号
京都市右京区嵯峨天龍寺北造路町22番地８、前住所京都市南区上鳥羽勧進橋町13番地　パデシオン新烏丸十条716号
債務者　渡部　美春
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１０３７号
京都府宇治市宇治善法１番地の24
債務者　佐藤　博之
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１０３８号
京都府宇治市宇治字文字27番地の２　クレセント宇治610号、前住所京都府宇治市宇治善法１番地の24
債務者　佐藤　　泉
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１０４０号
京都市北区鷹峯木ノ畑町68番地
債務者　明星　孝雄
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第９１号
鳥取県鳥取市古海1039番地　県住４―306号、旧住所鳥取県鳥取市面影２丁目20番14号　ユニハイツ10号
債務者　西垣　友恵
1　決定年月日時　平成26年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３５号
鳥取県境港市渡町3280番地、前住所愛知県一宮市木曽川町門間字福塚前75番地　コーポコスモ103号
債務者　足立　良恵
1　決定年月日時　平成26年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２６年（フ）第１１２号
島根県安来市伯太町上小竹684番地
債務者　細田　　恵
1　決定年月日時　平成26年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで　松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１１６号
松江市学園南２丁目８番18号　恵荘第１号室
債務者　山下多嘉志
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで　松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１７６号
徳島県徳島市南庄町１丁目13番地の１　山田荘20号室、旧住所徳島県徳島市名東町２丁目75番地の１
債務者　大野　光洋
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２２３号
徳島県阿波市阿波町新開80番地８、住民票上の住所徳島県阿波市阿波町新開80番地１
債務者　十川　丈司
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２７６号
愛媛県松山市石手３丁目３番７号　ニック石手401号
債務者　若狭　和江
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで　松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２８０号
愛媛県松山市平井町甲3647番地４
債務者　大下奈緒美
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで　松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１３３号
佐賀県武雄市山内町大字宮野23615番地１
債務者　金子　尚美
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第５０８号
熊本市西区上代８丁目２番３―402号　市営住宅２Ｃ―３―402
債務者　木村　雄大
1　決定年月日時　平成26年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第５１７号
熊本市南区御幸笛田１丁目３番24号　リバティ御幸笛田102、前住所熊本市東区長嶺南４丁目２番６号　メゾンドユートピア４番館502
債務者　小山　聡子
1　決定年月日時　平成26年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第４０号
宮崎県日南市星倉５丁目３番34―３号
債務者　隈下　みか
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで　宮崎地方裁判所日南支部破産係